

作成年月日 3. 6. 24

作成部課等 総 務 課

蓄電池更新役務特記仕様書

1 業 務 名：令和3年度宇都宮地方合同庁舎蓄電池更新役務

2 履行場所：栃木県宇都宮市桜5-1-13

3 履行期間：契約締結の翌日から令和3年9月30日まで

4 一般事項

- (1) 本役務は、宇都宮地方合同庁舎1階電気室の蓄電設備の蓄電池及び触媒栓の交換を行うもの。また、作業により発生した残材は請負業者により確実に処分を行うこと。
- (2) 本役務は、本特記仕様書によるほか、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編：平成31年版）及び関係諸規則によるものとする。
- (3) 本特記仕様書に明記されていない事項について、疑義があるある場合は、発注者と調整するものとする。
- (4) 現場の収まり等により軽微な変更の必要性が生じた際は、発注者と調整するものとする。
- (5) 役務の実施にあたっては、既存施設又は他の物品等に損害を及ぼさないよう注意し、万が一損害を与えた場合は直ちに施設管理担当者に報告し、その指示に従い修復する。なお、これにかかる費用は全て受注者の負担とする。
- (6) 使用材料は、仮設材を除き全て新品とする。
- (7) 業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、業務責任者氏名、業務担当者氏名、その他必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、発注者の承諾を受ける。
- (8) 作業現場及び許可された場所以外への無断立入等は厳禁とする。
- (9) 作業写真は、作業前、完成及び作業後隠蔽となる箇所、また、主要な作業の状況、使用材料、その他発注者が指示するものを1部提出する。
- (10) 本役務に必要な提出書類は、任意様式（A4）で作成し提出する。
- (11) 発生材は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理するものとする。
- (12) 役務完了後は、作業現場の後片付け及び清掃を行うものとする。

5 特記事項

(1) 役務で交換する蓄電池及び触媒栓は、下表による。

連番	名 称	規格・寸法 ^{a)}	数量	単位
1	シール型ペース据置鉛蓄電池	古河電池(株) HS-120-6E (容量 120Ah/10HR) 108V 又は同等以上のもの(他社の製品を含む)	18	個
2	触媒栓	古河電池(株) 型式: HS-1A 又は同等以上のもの(他社の製品を含む)	54	個

注^{a)}この表に記載した規格・寸法は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

- (2) 本役務で、庁舎を停電し作業する可能性がある場合は、発注者と調整し土日に行うものとする。
- (3) 蓄電池交換後は、調整運転を行い異常の有無を確認し、発注者に報告するものとする。